

後期高齢者医療特別会計予算

歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 後期高齢者医療保険料	2,987,978	2,670,521	317,457	11.9
2 使用料及び手数料	1	1	-	-
3 繰入金	716,123	614,638	101,485	16.5
4 繰越金	1	1	-	-
5 諸収入	146,128	142,071	4,057	2.9
歳入合計	3,850,231	3,427,232	422,999	12.3

歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総務費	41,222	38,276	2,946	7.7
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,647,580	3,232,124	415,456	12.9
3 保健事業費	143,286	141,532	1,754	1.2
4 諸支出金	8,143	5,300	2,843	53.6
5 予備費	10,000	10,000	-	-
歳出合計	3,850,231	3,427,232	422,999	12.3

1. 加入者数 42,395人(23年11月30日現在)

2. 保険料(改定見込額) 均等割額 44,500円 所得割額 (基礎控除後の総所得-33万円)×8.83%

・均等割額の軽減(世帯の総所得金額等に応じて)

9割軽減	[基礎控除額33万円以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下]の世帯(その他各種所得がない場合)
8.5割軽減	[基礎控除額33万円]を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額33万円+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)]を超えない世帯

※ 8.5割軽減対象のうち年金収入80万円以下の人は9割軽減になる。

※ 所得割は、年金収入153万円から211万円までは5割軽減になる。

※ 65歳以上の年金収入の場合は[年金収入-(120万円+15万円)]が軽減の判定をするための所得になる。

・被用者保険の被扶養者の軽減

均等割額 9割軽減 所得割額 なし	75歳などになって資格を得た日の前日に健康保険組合、船員保険、共済組合等の被用者保険の被扶養者だった人
----------------------	---

・自己負担限度額(月額)

	外来限度額 (個人毎)	外来+入院限度額 (世帯毎)	高額医療・高額介護合算制度における自己負担限度額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)	670,000円
一般	12,000円	44,400円	560,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	310,000円
低所得者Ⅰ		15,000円	190,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

3. 医療給付費の財源

公費《50%》		支援金《40%》	保険料等《10%》		
国庫	国3/6	各保険者からの支援金	高額医療支援 国1/4 県1/4 保険料2/4 (広域連合全体の保険料で負担)	保険料	保険基盤安定制度 県3/4 市1/4
調整交付金	県1/6			市町村が	
1/6	市町村1/6			広域連合に納付	

4. その他 健康診査、人間ドック助成など